

最近公布した条例のあらまし

公布日 平成30年1月11日

厚木市特別業務地区建築条例及び厚木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	建築指導課
<p>1 建築基準法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市特別業務地区建築条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p>	

公布日 平成30年3月20日

厚木市空家等対策協議会条例	住宅課
<p>1 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、厚木市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置することとした。（第1条関係）</p> <p>2 協議会の所掌事務について定めることとした。（第2条関係）</p> <p>3 協議会の組織について、次のとおり定めることとした。（第3条関係）</p> <p>(1) 協議会は、会長及び委員をもって組織することとした。</p> <p>(2) 会長は、市長をもって充てることとした。</p> <p>(3) 委員は、15人以内とし、委嘱すべき者について定めることとした。</p> <p>4 委員の任期について、次のとおり定めることとした。（第4条関係）</p> <p>(1) 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。</p> <p>(2) 委員は、再任されることができることとした。</p> <p>5 会長について、次のとおり定めることとした。（第5条関係）</p> <p>(1) 会長は、会務を総理し、会議の議長となることとした。</p> <p>(2) 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理することとした。</p> <p>6 会議について、次のとおり定めることとした。（第6条関係）</p> <p>(1) 協議会の会議は、会長が招集することとした。</p> <p>(2) 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないこととした。</p> <p>(3) 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとした。</p> <p>7 専門委員について、次のとおり定めることとした。（第7条関係）</p> <p>(1) 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとした。</p> <p>(2) 専門委員は、市長が委嘱することとした。</p> <p>(3) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとした。</p> <p>8 部会について、次のとおり定めることとした。（第8条関係）</p> <p>(1) 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができることとした。</p> <p>(2) 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織することとした。</p>	

<p>(3) 部会に部会長を置き、会長が指名することとした。</p> <p>(4) 部会長は、当該部会の事務を掌理することとした。</p> <p>(5) 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとした。</p> <p>(6) 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができることとした。</p> <p>(7) 6の規定は、部会の議事について準用することとした。</p> <p>9 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができることとした。(第9条関係)</p> <p>10 会長及び委員(専門委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとした。(第10条関係)</p> <p>11 協議会の庶務は、空家等対策主管課で処理することとした。(第11条関係)</p> <p>12 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとした。(第12条関係)</p> <p>13 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>14 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木市条例第16号)について、協議会の委員に係る規定を加えるための改正を行うこととした。</p>	
<p>厚木市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>介護福祉課</p>
<p>1 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとした。(第1条関係)</p> <p>2 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者について定めることとした。(第2条関係)</p> <p>3 法第81条第1項に規定する条例で定める員数は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。)第2条に定める員数とすることとした。(第3条関係)</p> <p>4 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準について、次のとおり定めることとした。(第4条関係)</p> <p>(1) 法第81条第2項に規定する条例で定める指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、省令に定める基準をもって、その基準とすることとした。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、省令第29条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とすることとした。</p> <p>5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市環境基本条例</p>	<p>環境政策課</p>
<p>1 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)についての基本理念を定め、並びに市、事業者、環境保全等活動団体及び市民(滞在者を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とすることとした。(第1条関係)</p> <p>2 この条例における用語の定義について定めることとした。(第2条関係)</p> <p>3 基本理念について、次のとおり定めることとした。(第3条関係)</p> <p>(1) 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していけるように行われなければならないこととした。</p>	

(2) 環境の保全等は、環境に関する資源が有限であることに鑑み、持続的な発展が可能な循環型社会及び低炭素社会（化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出量を少なく抑えた環境への負荷が少ない社会をいう。）を構築できるよう行われなければならないこととした。

(3) 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものがこれを自らの問題として捉え、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならないこととした。

4 市の責務について、次のとおり定めることとした。（第4条関係）

(1) 市は、3に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、その施策を積極的かつ効率的に実施するものとする。

(2) 市は、3に規定する施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して行うものとする。

5 事業者の責務について、次のとおり定めることとした。（第5条関係）

(1) 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めるものとした。

(2) 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとした。

6 環境保全等活動団体の責務について、次のとおり定めることとした。（第6条関係）

(1) 環境保全等活動団体は、基本理念にのっとり、環境の保全等のための活動を行うに当たっては、より多くの市民が参加できるよう体制の整備、情報の提供及び機会の充実に努めるものとした。

(2) 環境保全等活動団体は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとした。

7 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとした。（第7条関係）

8 基本施策について定めることとした。（第8条関係）

9 環境基本計画について、次のとおり定めることとした。（第9条関係）

(1) 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととした。

(2) 基本計画に定める内容について定めることとした。

(3) 市長は、基本計画を定めるに当たっては、厚木市環境審議会の意見を聴かななければならないこととした。

10 市長は、基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとした。（第10条関係）

11 市、事業者、環境保全等活動団体及び市民は、相互に連携し、及び協働して環境の保全等に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとした。（第11条関係）

12 市長が環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たって留意しなければならない事項について定めることとした。（第12条関係）

13 市長は、環境の保全等に関する情報を収集するとともに、環境の保全等に関

<p>する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を行うものとした。（第13条関係）</p> <p>14 市長は、環境の保全等に係る活動を促進するため、事業者、環境保全等活動団体及び市民に対して情報提供その他必要な支援を行うものとした。（第14条関係）</p> <p>15 審議会について、次のとおり定めることとした。（第15条関係）</p> <p>(1) 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、厚木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置することとした。</p> <p>(2) 審議会が、市長の諮問に応じ、調査審議事項について定めることとした。</p> <p>(3) 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、環境の保全等に関する事項について、市長に意見を述べるができることとした。</p> <p>(4) 審議会は、20人以内の委員をもって組織することとした。</p> <p>(5) 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができることとした。</p> <p>(6) 審議会は、規則で定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとした。</p> <p>(7) 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めることとした。</p> <p>16 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>17 この条例の制定に伴い、厚木市環境基本条例（昭和61年厚木市条例第20号）は、廃止することとした。</p> <p>18 この条例の制定に伴い、厚木市ラブホテル建築規制条例（昭和62年厚木市条例第17号）の一部を改正することとした。</p>	
<p>厚木市個人情報保護条例及び厚木市情報公開条例の一部を改正する条例</p>	<p>行政総務課</p>
<p>1 個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化するとともに、要配慮個人情報の取扱いを定めるほか、所要の措置を講ずるため、次に掲げる条例の一部を改正することとした。</p> <p>(1) 厚木市個人情報保護条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市情報公開条例（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例</p>	<p>行政総務課 都市計画課 文化財保護課 産業振興課</p>
<p>1 附属機関に類する機関の見直しに伴い、厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議等を附属機関に位置付けるほか、所要の措置を講ずるため、次に掲げる条例の一部を改正することとした。</p> <p>(1) 厚木市附属機関の設置に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市都市計画審議会条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市立郷土資料館条例（第3条関係）</p> <p>(4) 厚木市企業等の立地促進等に関する条例（第4条関係）</p> <p>2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）について、各附属機関の委員に係る規定を加えるための改正を行うこととした。</p>	
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課 病院総務課</p>

<p>1 常勤特別職職員の期末手当の支給割合を改定するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第1条関係及び第2条関係）</p> <p>(2) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第3条関係及び第4条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例</p>	職員課
<p>1 一般職職員及び特定任期付職員の給与について、国家公務員の給与改定に準じて改定等するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市職員の給与に関する条例（第1条関係及び第2条関係）</p> <p>(2) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係及び第4条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p>	職員課
<p>1 議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の措置を講ずることとした。（第1条関係及び第2条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</p>	職員課
<p>1 雇用保険法等の一部改正に伴い、雇用保険の失業等給付に相当する退職手当の支給要件等を拡充するため、所要の措置を講ずることとした。（第12条関係及び附則第12項関係）</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市手数料条例の一部を改正する条例</p>	財政課
<p>1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改めることとした。（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市市営住宅条例の一部を改正する条例</p>	住宅課
<p>1 公営住宅法の一部改正に伴い、該当者の収入申告義務の免除の規定を追加するほか、所要の措置を講ずることとした。（第14条関係、第15条関係、第30条関係、第38条関係及び第39条関係）</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p>	国保年金課
<p>1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課に関する基準に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第11条の2関係、第11条の3関係、第15条の7関係、第15条の7の2関係、第15条の7の13関係、第15条の8関係、第15条の14関係、第19条関係及び第21条関係）</p>	

<p>2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市介護保険条例の一部を改正する条例</p>	<p>介護福祉課</p>
<p>1 介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率を改めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第3条関係、第5条関係及び附則第6条関係）</p> <p>2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市建築基準条例の一部を改正する条例</p>	<p>建築指導課</p>
<p>1 建築基準法の一部改正に伴い、地盤面の指定に関する規定を適用する建築物用途に、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものを追加するほか、所要の措置を講ずることとした。（目次関係、第7条関係、第8条関係、第9条関係、第20条関係、第22条関係、第23条関係、第24条関係、第26条関係、第39条関係、第40条関係、第51条関係、第53条関係、第57条関係、第59条の2関係、第64条関係、第67条関係、第68条関係及び第70条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例</p>	<p>交通安全課</p>
<p>1 公益財団法人自転車駐車場整備センターから譲渡される自転車等駐車場について、市営自転車等駐車場として管理運営を行うため、所要の措置を講ずることとした。（第2条関係、別表第1関係及び別表第2関係）</p> <p>2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課</p>
<p>1 国家公務員退職手当法等の一部改正等に伴い、退職手当について国に準じた措置を講ずることとした。（第1条関係及び第2条関係）</p> <p>2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。</p>	